

## 第5章 養 浜

### 第1節 適 用

1. 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
4. 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
5. 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
6. 受注者は、**設計図書**に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
7. 受注者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。
8. 受注者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督員の出来高**確認**済みの部分を除き、再施工しなければならない。

### 第2節 軽量盛土工

#### 5-2-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

#### 5-2-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。

### 第3節 砂止工

#### 5-3-1 一般事項

1. 本節は、砂止工として根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。

#### 5-3-2 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。